令和2年度(2020年度)

事業計画及び予算

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会

令和2年度(2020年度)運営方針

- 1 ガバナンスの強化とコンプライアンス遵守を徹底し、一般財団法人として適切な法人運営に努めること。
- 2 引き続き、地方公務員としての福利厚生事業の点検・見直しに努め、適正な事業実施・運営に努めること。
- 3 会員掛金主体の事業実施と、適正かつ安定した法人運営ができるよう、引き続き、事業区分及び掛金の率等の見直しを行うこと。
- 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和。「WLB」)実現支援の一つとして、 会員の「元気」、「活力」が出る互助会事業を目指し、引き続き、諸事業の見直し と新たな事業を検討すること。
- 5 市町村等職員の人財の確保と長期定着に繋がるように、魅力ある互助会事業の展開と、会員の健康経営に努めること。
- 6 これらの効率的な事業実施と、諸事業の周知徹底・情報提供に努めること。
- 7 安定した運営を図るべく、資産の安全、かつ、効率的な運用と資産の保全に努めること。

令和2年度(2020年度)事業計画

令和2年度(2020年度)事業計画

[一] 総括事項

1 互助会に属する市町村等の数、会員数及び給料月額

(1) 市町村等の数

市	町	一部事務組合	広域連合	その他の団体	計
6	6	_14_	1	4	31

(2) 会員数

	前年度末	期首	増 減	当年度期首	期中	増 減	当年度末	
	刊十及不	増加(取得)減少(喪労		増加(取得) 減少(喪失)		増加(取得)	減少(喪失)	当 中及不
I	5,710 人	280 人	240 人	5,750 人	30 人	70 人	5,710 人	

※年間平均会員数: 5,730人

(3) 標準報酬月額(平均)

前年度末(見込)	期首	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	当年度末
376,500円	370,000円	370,000円	371,500円	373,500円	375,500円	376,000円

※年間平均標準報酬月額:373,000円(見込)

(注) 掛金等の算出基礎となる標準報酬月額の上限を620.000円とした場合の平均標準報酬月額である。

2 掛金及び負担金

(1) 掛金及び負担金の率

	福利事業	厚生事業	法人会計	計
掛金	2.55 (3.1875)	0.75 (0.9375)		3.30 (4.125)
負担金		0.70 (0.875)	2.00 (2.50)	2.70(3.375)
計	2.55 (3.1875)	1.45 (1.8125)	2.00 (2.50)	6.00 (7.50)

- (注1) 単位は、標準報酬月額(上限:620,000円)に対する千分比である。
- (注2) 括弧()書きは、給料月額に対する千分比(手当率を1.25に換算した場合)である。 (注3) 育児休業、介護休暇及び休職による無給期間に係る月分の掛金は、免除する。

(2) 掛金及び負担金の額

	前年度見込(A) 概算額①		免除額②	当年度見込(B)	比較(B)-(A)
掛金	81,300千円	① 84,600千円	② 2,300千円	①-②82,300千円	1,000千円
負担金	68,500千円	69,200千円		69,200千円	700千円
計	149,800千円	153,800千円	2,300千円	151,500千円	1,700千円

⁽注) ②の掛金免除者の標準報酬月額は1人あたり平均額を272,000円、1月あたり免除者数を215人で計算している。

3 互助会の役議員及び互助会に使用される者の数

(1) 役議員の数

理事(理事長及び副理事長並びに常務理事を含む。)	監事	評 議 員
7 人	2 人	28 人

(2) 互助会に使用される者の数

5 人

4 会計及び事業の区分

会 計 区 分	事業区分	内容	
実施事業等会計	公益事業(助成)	講演会等開催費用補助金	
(公益目的事業会計)	公益事業(寄附)	特定寄附	
その他事業会計	福 利 事 業	給付金等(傷病見舞金ほか全13事業)	
(収益事業等会計)	厚生事業	家庭用常備薬等の配付ほか全9事業	
法 人 会 計		管理業務その他法人全般に関するもの	

[二] 資金計画事項

	令和元年度見込額	増減	令和2年度計画額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	60	0	60
(2) 特定資産運用収入	5,130	△130	5,000
(3) 掛 金 収 入	81,300	1,000	82,300
(4) 負 担 金 収 入	68,500	700	69,200
(5) 事 業 収 入	1,150	$\triangle 250$	900
(5) 雑 収 入	140	0	140
事業活動収入合計	156,280	1,320	157,600
2. 事業活動支出	·	-	
(1) 公 益 事 業 支 出	6,260	0	6,260
(2) 福 利 事 業 支 出	121,400	△5,900	115,500
(3) 厚 生 事 業 支 出	44,100	△7,900	36,200
(4) 管 理 費 支 出	53,520	10,180	63,700
事業活動支出合計	225,800	△3,620	221,660
事業活動収支差額	△69,000	4,940	△64,060
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入	54,501	$\triangle 4,000$	50,501
(2) 投資有価証券売却収入	0	0	0
投資活動収入合計	54,501	△4,000	50,501
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産繰入支出	5,181	$\triangle 2,500$	2,681
(2) 固定資産取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	5,181	△2,500	2,681
投資活動収支差額	49,320	△1,500	47,820
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	5,000	0	5,000
当期収支差額	△24,680	3,440	△21,240
前期繰越収支差額	200,924	△24,680	176,244
次期繰越収支差額	176,244	$\triangle 21,240$	155,004

[三] 事業計画事項

I 実施事業等会計

1 公益事業

公益事業は、公益目的支出計画並びに講演会等開催費用助成金交付規則及び寄附金の支出に関する要綱に基づき、次のとおり実施する。

(1) 講演会等開催費用助成金

互助会を組織する市町が、地域内住民を対象に地方自治の振興に寄与するための講演会若しくはその他の文化事業又は体育事業を実施したときに、当該事業等の実施に要した費用の範囲内で、市については120,000円、町については90,000円を限度に助成する。

(2) 特定寄附

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人のうち、地域と連携し、地域政策又は地域づくり等に関する調査研究、情報収集発信、支援又はこれらの人材育成等の事業活動を実施する法人に対し寄附金を支出することとし、次の2法人にそれぞれ250万円(年額)を支出する。

- ①国立大学法人滋賀大学(社会連携研究センター)
- ②公立学校法人滋賀県立大学(地域共生センター)

Ⅱ その他事業会計

1 福利事業

福利事業は、給付規則、銀婚慶祝規則及び住宅支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 傷病見舞金

会員が病気又は負傷(以下「疾病等」という。)により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷(以下「特定損傷」という。)に伴う治療を受けたとき、一疾病等又は一特定損傷に起因する一連の治療に係る入院の日数及び通院の回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院の日数を乗じて得た額及び3,000円に通院の回数を乗じて得た額の合計額に10,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(注1) 入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院 又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいう。

「対象とならない入院】

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩、治療を伴わない人間ドック検査、自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

(注2) 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。

ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が 増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなさない。

(注3) 特定損傷とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とし、対象となる骨折、 関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とは、次によって定義づけられる損傷をいう。

損傷名	損	傷	の	定	義	
1. 骨 折	骨組織の連絡が音 変形治癒、偽関節				態をいう。ただし	`
2. 関節脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。					脱

3. 腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または腱形成術 (腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む。)を要するものをいう。ただし、疾病を原因とするものを除く。
4. 熱 傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。 (1) 深達性Ⅱ度熱傷 真皮膚の深部まで障害された状態(直径2cm未満を除く。) (2) Ⅲ度熱傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態(直径2cm未満を除く。)
5. 永久歯の喪失	歯(第三大臼歯(親しらず)、過剰歯及び乳歯を除く)の根元から全体を 永久に喪失した状態(医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪 失した状態を含む)をいう。ただし、疾病またはそしゃく行為を原因とし たものを除く。

- (注4) 入院を伴う治療に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院の回数は、3回を限度とする。
- (注5) 特定損傷に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院とは、自己負担額が3,000円以上 の通院に限る。

(2) 家族傷病見舞金

会員の扶養家族が病気又は負傷により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷に伴う治療を受けたとき、一疾病等又は一特定損傷に起因する一連の治療に係る入院日数及び通院回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院日数を乗じて得た額及び3,000円に通院回数を乗じて得た額の合計額に5,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(3) 結婚祝金

会員が結婚したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含む。)。 ただし、復縁は除く。

40,000円(過去に結婚祝金給付を受けたことがあるときは、20,000円)

(4) 出産祝金

ア 会員又は会員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。)が出産したとき。

30,000円

イ アに該当した場合において、同じ父母で第3子以降の子については、20,000円を加算する。

(5) 入学祝金

ア 会員の子(同居の子に限る。)が小学校に入学したとき。

20.000円

イ 会員の子(同居の子に限る。)が中学校に入学したとき。 30,000円

(6) せん別金

会員が市町村等の職員でなくなったとき。

次の各号に掲げる会員期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 5年以上10年未満 10,000円
- (2) 10年以上15年未満 20,000円
- (3) 15年以上20年未満 30,000円
- (4) 20年以上25年未満 40,000円
- (5) 25年以上30年未満 50,000円
- (6) 30年以上 60,000円

なお、市町村長等にあっては、市町村長としての期間1年につき2,000円、市町村長以外の特別職(教育長を含む。)としての期間1年につき1,000円を加算する。

(注) 平成24年3月31日現在会員である者に係るせん別金の支給額は、改正後のせん別金の計算方法にかかわらず、施行日前の会員期間に係る改正前のせん別金の計算方法により算出した平成24年3月31日現在のせん別金の額が60,000円以上の者にあっては当該算出額とし、当該算出額が60,000円未満の者にあっては、当該算出額と平成24年4月1日以後の会員期間の改正後のせん別金の計算方法により算出した額の合算額(当該合算額が60,000円を超えるときは60,000円とする。)とする。

(7) 会員特別給付金

ア 満44歳以上の会員が銀婚慶祝に該当せず市町村等の職員でなくなったとき。

20,000円を限度として、会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)

イ 結婚祝金及び出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき。

会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)

ウ 会員期間が10年以上(特別職は4年以上)の者が、出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき(イに該当する場合を除く。)。

会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき500円(特別職は1,000円)

※アからウまでを支給する場合において、当該市町村等の職員でなくなった際の会員期間より前に会員期間を有するときは、会員期間を通算して支給額を算出するものとする。ただし、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し会員特別給付金を支給されているときは、会員期間を通算して算出した額から、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し支給された会員特別給付金の額を控除して得た額を支給することとする。

(8) 弔慰金

会員(資格喪失後3月以内の者を含む。)が死亡したとき。 100,000円

(9) 家族弔慰金

ア 会員の配偶者が死亡したとき。

100,000円

- イ 会員の扶養家族(配偶者を除く。)並びに扶養家族でない同居の子及び父母が死亡したとき。 30,000円
- ウ 会員と同居のその他の家族が死亡したとき。

20,000円

※会員又は会員の配偶者が胎児を死体で出産したときは、同居の子が死亡したものとみなす。

(10) 非常災害見舞金

ア 住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

50,000円

イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。 住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

40,000円

- ウ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。 30,000円
- エ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。 20,000円
- オ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、その認定が困難なとき。

床上120cm以上 30,000円 床上30cm以上 20,000円

(11) 長期療養会員見舞金

会員が病気又は負傷により引き続いて30日以上勤務に服することができなかったとき。 次の各号に掲げる療養期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

(1) 30日以上90日未満 10,000円

(2) 90日以上180日未満 20,000円

(3) 180日以上 30,000円

(12) 永年在会祝金

- ア 会員期間が引き続き20年に至ったとき。市町村長等特別職にあっては、8年に至ったとき。 30.000円
- イ 会員期間が引き続き30年に至ったとき。市町村長等特別職にあっては、12年に至ったとき。 50,000円
- ウ 会員期間が引き続き40年に至ったとき。市町村長等特別職にあっては、16年に至ったとき。 50,000円

(13) 銀婚慶祝

会員期間中に婚姻届出後24年を経過した者に対し、日本旅行、JTB、農協観光及び近畿日本ツーリストのギフトカード又は旅行券(40,000円程度)を記念品として贈呈し祝福する。

2 厚生事業

厚生事業は、家庭用常備薬等配付規則、ドック補助金交付規則、スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱、リフレッシュ事業の実施に関する要綱、子育て支援事業の実施に関する要綱並びにワーク・ライフ・バランス実現支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 家庭用常備薬等配付

会員とその家族の負傷等の応急処置に対処するため、各会員に対し<u>3,300円</u>を限度に家庭用常備薬等の無償配付を実施する。

(2) ドックに係る受検費用の補助(ドック補助金)

会員がドックを受検した場合に次に掲げる区分によりそれぞれ当該金額を限度に補助する。

- ア 人間ドックの日帰りにあっては<u>15,000円</u>、1泊2日以上にあっては<u>30,000円</u>
- イ 脳ドック(MRA検査又はMRI検査を含んだ脳検査を含む。)にあっては、15,000円

(3) 健康管理事業

会員の健康管理意識の向上と、市町村等職員としての長期定着に繋がる健康経営を目的とした健康管理に関する事業を実施する。

本年度は、所属所(市町等)が職員に対してインフルエンザ予防接種事業を実施した場合(独自互助会等の職員団体が実施した場合を含む。)にあって、その実績に応じて助成する。

なお、助成額は、予防接種者1人当たり1,000円相当とする。

おって、当該事業の実施に関する詳細は、実施要項を定めて各所属所に周知することとする

(4) スポーツ・文化事業

ア 映画館利用補助

互助会が指定する映画館(イオンシネマ(全国80館以上)、アレックスシネマ(5館)、ビバシティシネマ)の利用につき、共通前売券1枚当たり1,100円(小人用700円)で会員に提供(斡旋)する。 なお、1人当たりの利用制限枚数は、10枚(会員期間1年以下の会員は5枚)とする。 (互助会の負担は、1枚当たり200円又は300円(小人用は100円)である。)

イ 観劇・スポーツ観戦チケットの補助

互助会の指定する(各種コンサートやミュージカル等)やスポーツ観戦チケット(滋賀レイクスターズ、プロ野球観戦等)のチケットについて、価格に応じて1枚当たり2,000円を限度に補助する。 なお、コンサートや演劇等のチケットについては、1回につき会員1人当たり2枚を限度とする。 ※観劇チケットの補助の算定基準

通常価格	互助会負担額(補助額)の算定基準
~5,000円	互助会負担額 ≦ 通常価格の50% - 割引(5~10%) ただし、互助会負担額は、2,000円を限度とする。
5,001円~10,000円	互助会負担額 ≦ 2,000円 - 割引(5~10%)
10,001円~	互助会負担額 = 2,000円

ウ みんなのウォーキング

会員の交流と、生活習慣病の改善や肥満防止などの健康意識をさらに向上させることを目的として、積極的に健康維持・健康づくりに取り組もうとする会員をサポートする手段の一つとして、京都府

市町村職員厚生会、兵庫県市町職員互助会と合同で、WEB上で「みんなのウォーキング」を共同実施する。

なお、各市町の紹介や地域振興の一助として、歩数に応じて抽選で当たる「地域の特産品」の充 実を図るとともに、3団体交流のイベント(「チャレンジ月間」)等、広域連携の実現を図ること。

(5) リフレッシュ事業

ア 施設利用

契約施設(東京ディズニーリゾート等)が提供する企業団体向け福利厚生プログラム(施設利用補助プログラム)を活用すること。

契約施設名	補助額	利用制限 (1人当たり)	利用者負担額(大人の場合、1人当たりの例)
東京ディズニー	2,500円	2枚	8,200円 $-2,500$ 円 $=5,700$ 円
志摩スペイン村	1,500円	4枚	5,400円-500円*-1,500円=3,400円
京都水族館	500円	4枚	<u>2,200円</u> −200円*− 500円= <u>1,500円</u>
鳥羽水族館	500円	4枚	2,500円-200円*- 500円=1,800円
海 遊 館	<u>510円</u>	4枚	<u>2,400円</u> − <u>240円</u> *− <u>510円</u> = <u>1,650円</u>
名古屋港水族館	<u>530円</u>	4枚	<u>2,030円</u> −200円*− <u>530円</u> =1,300円
ナガシマリゾート	1,300円	4枚	5,200円-700円*-1,300円=3,200円
アンパンマン こどもミュージアム	500円	4枚	1,500円- 0円*- 500円 =1,000円
アクア・トトぎふ	540円	4枚	<u>1,540円</u> −150円*− <u>540円</u> = <u>850円</u>
ひらかたパーク	1,500円	4枚	<u>4,500円</u> −500円*−1,500円= <u>2,500円</u>
湯快サゾート	※補助対象	を施設から除っ	外。(補助なしで取り扱うこととする。)

- (注1) 補助額は、大人の場合。施設により小人等の区分がある場合は、その金額に応じて補助額を設定する。
- (注2) 利用者負担額欄の「★」は、施設契約による施設の割引額である。 なお、アンパンマンこどもミュージアムについては、施設契約による施設の割引がない代わりに、補助券を 窓口に提出することで、粗品をプレゼントされる。
- (注3) 名古屋港水族館とひらかたパークは、前売方式である。
- (注4) 会員期間が1年以下の会員は、上記利用制限の枚数の半分とする。

イ 企画旅行

会員のリフレッシュと家族サービスを目的として企画旅行を実施すること。(年2回予定)

(6) 子育て支援事業

会員の子育てを支援するため、会員又は会員の配偶者が出産したとき(出産祝金給付に該当したとき)、当該出産者に育児図書を無償配付(購読)する。

[最初の1年間]

- A. 月刊「赤ちゃんとママ」(12冊) +基本セット
 - ※基本セット内容:「お誕生日号」、「お医者さんにかかるまで」、保存用ファイル
- B. 月齢別育児情報誌「わくわく育児」(12冊)+育児カレンダー(12枚)+基本セット ※基本セット内容:「お祝いカード」、「ママ・パパあんしんブック」
- C. 「きちんとかんたん離乳食」(1冊)
- ※A又はBのいずれか(選択制)とし、希望者にCを贈呈する。(Cのみでも可)

[2年目以降(満3歳まで)]

- D. 季刊「1·2·3歳」(年4冊)
- E. 「かんたんおいしい幼児のごはん」(1冊)
- ※Dと、希望者にEを贈呈する。(Eのみでも可)

(7) 研修会等参加費用補助金

参加料又はテキスト代等の費用負担が必要な研修会等に参加した場合、負担した費用の範囲内で3,000円を限度に補助する。

(8) WLB実現支援事業

ア 自己啓発

会員が、NHK学園の「生涯学習通信講座」を受講する場合、受講料の割引(2,000円)を受けられることとするとともに、その費用の一部を補助(5,000円)する。

なお、会員の家族及び互助会会員資格喪失後3箇月の元会員が、互助会を通じて受講申込をした場合は、受講料の割引を受けられることとする。

イ 結婚支援

他の職域の互助会等との交流等、婚活パーティーの方法を検討する。

ウ メンタルヘルス(旧メンタルカウンセラー派遣事業)

会員のメンタルヘルスを促進するため、滋賀県市町村職員共済組合と共同し、カウンセラーの派遣事業を実施する。

エ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー講師派遣

仕事と子育ての両立支援のほか、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの講師を、希望する所属所(市町等)に派遣する。(働き方改革など)

オ 健康づくりセミナー

会員の健康づくりを促進するため、健康づくりセミナーを実施する。(1回) ※RIZAP(ライザップ)の法人向けパッケージを活用

(9) 住宅支援事業

ア 本会が提携する住宅メーカーで住宅を取得等(新築・建替、リフォーム、分譲住宅等購入)される場合、その取得等の費用の割引が適用されるとともに、新築・建替及び分譲住宅等購入にあっては本会より記念品を贈呈する。(住宅メーカー協議会加入7社及び一条工務店)

イ 本会が提携する金融機関(滋賀銀行及び関西みらい銀行)で住宅融資を受ける場合、住宅ローン金利の優遇を受けられることとする。

3 保険事業

公務員賠償責任保険

地方公務員である会員が住民訴訟や民事訴訟に備え、積極的な施策展開に支障を来すことがなく 安心して業務に専念できるよう、公務に起因し損害賠償請求(住民訴訟や民事訴訟など)がなされた 場合に個人が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する公務員賠償責任保険を取り扱う。

「保険の名称]

全国地方職員福利厚生協議会「団体地方公務員賠償責任保険」

取扱代理店: (幹事代理店)アルプスカード株式会社

引受保険会社: (幹事)損害保険ジャパン日本興亜株式会社

[制度の概要]

地方公共団体職員(公務員)や首長が、公務に起因して保険期間中に損害賠償請求(住民訴訟及び民事訴訟、その他の損害賠償請求)がなされた場合に、職員や首長個人が負担する法律上損害賠償金と争訟費用について保険金が支払われるもの。

①保険契約者及び加入者並びに被保険者

「全国地方職員福利厚生協議会」(以下「協議会」という。)が保険契約者となる。協議会の加入団体(本会)の構成員個人(会員)が、加入者及び被保険者となる。(保険料は加入者の個人負担)

②保険期間

令和2年(2020年)9月1日から令和3年(2021年)9月1日まで(12箇月間) ※9月1日午後4時から1年間で、毎月1日を始期として中途加入可能(保険料は期間割)

③募 集

令和2年度(2020年度)募集は、7月から8月に実施する。なお、中途加入は、随時受け入れる。

④補償内容

補償内容	被	保	険	者	1	名	あ	た	り	保	険	金	額	
無順門在	①損害	賠償	金	24	争談	費	用	1)+2)				初期対応費用		
補償プラン	一連の損害賠償請求あたりのてん補限度額							期間中限度額				期間口	中限度額	
5億円プラン	5億円						5億円				500万円			

3億円プラン	3億円	3億円	500万円		
1億円プラン	1億円	1億円	500万円		
5000万円プラン	5,000万円	5,000万円	500万円		
3000万円プラン	3,000万円	3,000万円	500万円		

- ※一連の損害賠償請求:損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわ らず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。
- ※期間中限度額:1年間の保険期間における保険金お支払い限度額のことをいいます。(損害賠償金、争 訟費用を合算しての限度額です。) ※初期対応費用は別枠で期間中限度額500万円までお支払いします。
- ※第三者の生命または身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度です。 (初期対応費用)

⑤年間保険料(1人あたり/保険期間1年間/一時払い)

区分補償プラン	職員	町 長	市長
5億円プラン	9,840円		
3億円プラン	8,760円		
1億円プラン	6,360円	99,600円	552,000円
5000万円プラン	4,800円	54,000円	306,000円
3000万円プラン	2,880円	20,400円	98,400円

- (注1) 職員:首長以外の特別職、管理職、一般職員などを言う。
- (注2) 上記の年間保険料の額は、令和元年度の額であり、改定される場合がある。(未決定)

4 その他

(1) 契約施設等

ホテル等の宿泊施設だけではなく、契約により割引や特別料金で利用ができる施設等を、引き続き 拡充すること。(補助なし)

(2) 互助会事業の周知

- ①互助会ホームページ(http://www.shiga-ctvgojokai.jp/)
- ② 互助会のしおり「GO GUIDE (ゴーガイド)」・・・ 4月 (1回)
- ③会報紙「GO LINK(ゴーリンク)」・・・ 年4回(6月、9月、12月、3月)
- ④WEB通信「マイホームサポート通信」・・・ 毎月(住宅メーカー協議会)

(3) 会員の交流

所属所(市町等)を越えて会員が交流できる事業や仕組みを検討すること。

(4) 団体間の交流

他の互助会等との交流事業や合同事業の実施や交流の仕組みを検討すること。

令和2年度(2020年度)予算

予 定 貸 借 対 照 表 ^{令和3年(2021年)3月31日現在 (推計)}

科目	予 算 額	前年度見込額	増減	備考
I 資産の部				
1. 流動資産	05.004	21 044	A C 940	
# 通 預 金 定 期 預 金	25,004 140,000	31,244 150,000	$\triangle 6,240$ $\triangle 10,000$	
流動資産合計	165,004	181,244	△16,240	
2. 固定資産	100,001	101,211	210,210	
(1) 基本財産				
基本財産信託金	10,000	10,000	0	
基本財産合計	10,000	10,000	0	
(2) 特定資産				
退職給付引当資産 責任準備金引当資産	55,608	55,427	181	
	497,485	545,485	△48,000	
特定資産合計	553,093	600,912	△47,819	
(3) その他の固定資産 什 器 備 品	134	254	$\triangle 120$	
電話加入権	146	146	0	
その他の固定資産合計	280	400	△120	
固定資産合計	563,373	611,312	△47,939	
資 産 合 計	728,377	792,556	△64,179	
Ⅱ 負債の部 1. 流動負債				
1. 伽劉貝頂 流動負債合計	0	0	0	
2. 固定負債		0	0	
退職給付引当金	55,608	55,427	181	
責 任 準 備 金	497,485	545,485	△48,000	
固定負債合計	553,093	600,912	△47,819	
負 債 合 計	553,093	600,912	△47,819	
皿 正味財産の部				
1. 指定正味財産 寄 附 金	10,000	10,000	0	
世	10,000	10,000	0	
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	0	
(うち特定財産への充当額)	10,000	10,000	0	
2. 一般正味財産	165,284	181,644	△16,360	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
正味財産合計	175,284	191,644	△16,360	
負債及び正味財産合計	728,377	792,556	△64,179	

予定貸借対照表内訳表

令和3年(2021年)3月31日現在(推計)

科目	実施事業等会計	その他事業会計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
Ι 資産の部					
1. 流動資産					
普通預金	0	12,046	12,958	0	25,004
定期預金	0	120,000	20,000	0	140,000
流動資産合計	0	132,046	32,958	0	165,004
 固定資産 (1) 基本財産 					
基本財産信託金	10,000	0	0	0	10,000
基本財産合計	10,000	0	0	0	10,000
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	0	0	55,608	0	55,608
責任準備金引当資産	O	497,485	0	0	497,485
特定資産合計	0	497,485	55,608	0	553,093
(3) その他の固定資産					
什器備品	O	O	134	0	134
電 話 加 入 権	0	0	146	0	146
その他の固定資産合計	0	0	280	0	280
固定資産合計	10,000	497,485	55,888	0	563,373
資 産 合 計	10,000	629,531	88,846	0	728,377
Ⅱ 負債の部 1. 流動負債					
流動負債合計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
退職給付引当金	0	0	55,608	0	55,608
責 任 準 備 金	0	497,485	0	0	497,485
固定負債合計	0	497,485	55,608	0	553,093
負 債 合 計	0	497,485	55,608	0	553,093
Ⅲ 正味財産の部 1. 指定正味財産					
寄 附 金	10,000	0	0	0	10,000
指定正味財産合計	10,000	0	0	0	10,000
(うち基本財産への充当額)	10,000	0	0	0	10,000
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	0	132,046	33,238	0	165,284
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	0
(うち特定財産への充当額)	O	O	0	0	0
正味財産合計	10,000	132,046	33,238	0	175,284
負債及び正味財産合計	10,000	629,531	88,846	0	728,377

正味財産増減予算書

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

科目	=	予 算 額	前:	年度見込額		増減	備	考
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益の部								
①基本財産運用益	(60)	(60)	(0)		
基本財産受取利息		60		60		0		
②特定資産運用益	(5,000)	(5,130)	(△130)		
特定資産受取利息	,	5,000		5,130		△130		
③受取掛金	(82,300)	(81,300)	(1,000)		
受取会員掛金	,	82,300	,	81,300	,	1,000		
④受取負担金	(69,200)	(68,500)	(700)		
受取市町村等負担金 ⑤事業収益	,	69,200	,	68,500	,	700		
┃	(900) 900	(1,150) 1,150	(△250) △250		
性 七 义 抜 事 耒 収 益 ⑥雑収益	(1 40)	(1,150 140)	(∆∠30 0)		
取扱手数料収益		1 40) 120	`	120		0)		
受 取 利 息		10		15		∆5		
雑 収 益		10		5		5		
経常収益計		157,600		156,280		1,320		
(2) 経常費用の部		·		<u> </u>		·		
①事業費	(109,960)	(119,760)	(△9,800)		
[公益事業]	ì	6,260)	ì	6,260)	ì	0)		
講演会等開催費用助成金	,	1,260	,	1,260		O		
支 払 寄 附 金		5,000		5,000		O		
[福利事業]	(67,500)	(69,400)	(\triangle 1,900)		
傷病見舞金		10,000		11,000		\triangle 1,000		
家族傷病見舞金		6,500		7,000		$\triangle 500$		
結 婚 祝 金		6,100		5,100		1,000		
出 産 祝 金		9,200		9,800		$\triangle 600$		
入 学 祝 金		13,000		12,500		500		
せん別金給付費用		2,500		2,500		0		
会員特別給付金		2,300		2,300		0		
电		500		500		0		
家族吊慰金		2,200		2,400		△200		
非常災害見舞金		100 700		100		0 ^ 100		
長期療養会員見舞金 永年 在 会 祝 金		700 11,200		800 12,400		$\triangle 100$ $\triangle 1,200$		
銀 婚 慶 祝 費		3,200		3,000		200		
	(36,200	(44,100)	(∠00 △7,900)		
	(18,800	\	18,800		∆7,900) ()		
		4,800		6,000		$\triangle 1,200$		
は、東、管・理・事・業・費		1,800		0,000		1,800		
スポーツ・文化事業費		2,100		2,100		1,800		
リフレッシュ事業費		4,500		5,650		$\triangle 1,150$		
子育て支援事業費		2,100		2,050		∆1,150 50		
研修会等参加費用補助金		700		700		0		
WLB実現支援事業費		1,200		1,150		50		
		±, = 00	l	1,100	l		l	

住宅支援事業費	200	200	0	
記念事業費	0	7,450	△7,450	
②管理費	(64,000)	(56,320)	(7,680)	
給料	20,800	20,610	190	
諸 手 当	14,950	14,920	30	
賃 金	1	1	0	
退職給付費用	181	2,681	△2,500	
福 利 厚 生 費 旅 費 交 通 費	6,050	5,850	200	
旅 費 交 通 費 会 議 費	900 600	850 300	50 300	
	900	900	0	
一	120	120	0	
消耗什器備品費	200	100	100	
消耗品費	400	400	0	
修善繕費	100	100	0	
印刷製本費	500	500	0	
賃 借 料	3,000	3,000	0	
光熱水料費	200	200	0	
普 及 費	750	750	0	
委 託 費	13,700	4,400	9,300	
食 糧 費	30	30	0	
租税公課	30	30	0	
支払負担金	350	350	0	
支 払 利 息 雑 費	1	1	0	
	237	227	10	
経常費用計	173,960	176,080	△2,120	
評価損益等調整前経常増減額	△16,360	△19,800	3,440	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△16,360	△19,800	3,440	
2. 経常外増減の部 (1) 経常外収益の部	0	0	0	
	0			
		0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△16,360	△19,800	3,440	
一般正味財産期首残高	181,644	201,444	△19,800	
一般正味財産期末残高	165,284	181,644	△16,360	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	60	60	0	
一般正味財産への振替額	△60	△60	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	0	
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	175,284	191,644	Δ16,360	

正味財産増減予算書内訳書 今和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

科目	実	実施事業等会計 その他事業会計		会 計	法人会計	内部 取引 消去	合 計				
	助成金	寄附金	共 通	小 計	福利事業	厚生事業	共 通	小 計	14八五町	消去	
I 一般正味財産増減の部 1.経常増減の部 (1)経常収益の部 ①基本財産運用益 基本財産 受取利息	60			60							60
②特定資産運用益 特定資産 受取利息 ③受取掛金		 			5,000		 	5,000	0		5,000
受取会員掛金	480	1 1 1 1 1		480	63,720	18,100	 	81,820			82,300
受取市町村等負担金 ⑤事業収益		i ! ! !				17,300	i I I I	17,300	51,900		69,200
住宅支援事業収益 ⑥雑収益 取扱手数料収益						900 120		900			900 120
受 取 利 息 雑 収 益		 			0 0	0 0	 	0 0	10 10		10 10
経 常 収 益 計	540	0	0	540	68,720	36,420	0	105,140	51,920	0	157,600
(2) 経常費用の部 ①事業費 ③事業演 時期 開	1,260	5,000		1,260 5,000	10,000 6,500 6,100 9,200 13,000 2,500 2,300 500 2,200 100 700 11,200 3,200			10,000 6,500 6,100 9,200 13,000 2,500 2,300 500 2,200 100 700 11,200 3,200			1,260 5,000 10,000 6,500 6,100 9,200 13,000 2,500 2,300 500 2,200 100 700 11,200 3,200
家庭用常備薬等配付費金 ド 神 事 準 学配付費金 健 康 管 理 事 事業 単 アンシュ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で						18,800 4,800 1,800 2,100 4,500 2,100 700 1,200 200		18,800 4,800 1,800 2,100 4,500 2,100 700 1,200 200			18,800 4,800 1,800 2,100 4,500 2,100 700 1,200 200

②管理費 費生通 搬價 本料 公担 費生通 搬價 本料 公担 有 原交議運減器 繕製借水及託糧 負 結 品什耗 刷 熱 税 払 経 品什耗 刷 熱 税 払 超 品什耗 刷 熱 税 払 が									20,800 14,950 1 181 6,050 900 600 900 120 200 400 100 500 3,000 200 750 13,700 30 30 350 1		20,800 14,950 1 181 6,050 900 600 900 120 200 400 100 500 3,000 200 750 13,700 30 30 350 1
経常費用計	1,260	5,000	0	6,260	67,500	36,200	0	103,700	64,000		173,960
評価損益等調整前経常増減額	△720	△5,000	0	△5,720	1,220	220	0	1,440	△12,080		△16,360
評価 損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△720	△5,000	0	△5,720	1,220	220	0	1,440	△12,080		△16,360
2. 経常外増減の部 (1) 経常外収益の部					i !	; ;					
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用の部											
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
他会計振替額	720	5,000	0	5,720	△5,720	0	0	△5,720	0		0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	△4,500	220	0	△4,280	△12,080		△16,360
一般正味財産期首残高				0	128,295	8,031	0	136,326	45,318		181,644
一般正味財産期末残髙				0	123,795	8,251	0	132,046	33,238		165,284
Ⅱ 指定正味財産増減の部 基本財産運用益 一般正味財産への振替額	60 △60			60 △60				0	0		60 △60
当期指定正味財産増減額				0	1	 		0	0		0
指定正味財産期首残高				10,000		 		0	0		10,000
指定正味財産期末残高				10,000		<u> </u>		0	0		10,000
Ⅲ 正味財産期末残高				10,000		i		132,046	33,238		175,284

	-
--	---

令和2年度(2020年度)予算

- 資金収支ベース -

収 支 予 算 書

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

科目	予	算 額	前生	年度予算額		増 減	備	考
I 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入								
①基本財産運用収入	(60)	(60)	(0)		
基本財産利息収入		60		60		0		
②特定資産運用収入	(5,000)	(5,130)	(△130)		
特定資産利息収入		5,000		5,130		$\triangle 130$		
③掛金収入	(82,300)	(81,300)	(1,000)		
会 員 掛 金 収 入		82,300		81,300		1,000		
④負担金収入	(69,200)	(68,500)	(700)		
市町村等負担金収入		69,200		68,500		700		
⑤事業収入	(900)	(1,150)	($\triangle 250)$		
住宅支援事業収入		900		1,150		$\triangle 250$		
⑥雑収入	(140)	(140)	(0)		
取扱手数料収入		120		120		0		
受取利息収入		10		15		$\triangle 5$		
雑 収 入	,	10	,	5	,	5		
⑥他会計からの繰入金収入	(5,720)	(5,720)	(0)		
その他事業会計からの繰入金収入		5,720		5,720		0		
事業活動収入合計		163,320		162,000		1,320		
2. 事業活動支出								
①公益事業支出	(6,260)	(6,260)	(0)		
講演会等開催費用助成金支出		1,260		1,260		0		
寄附金支出		5,000	,	5,000	١,	0		
②福利事業支出	(115,500)	(121,400)	(△5,900)		
傷病見舞金支出		10,000		11,000		△1,000		
家族傷病見舞金支出		6,500		7,000		△500		
結婚祝金支出		6,100		5,100		1,000		
出産祝金支出入学祝金支出		9,200		9,800		△600		
入 学 祝 金 支 出 せ ん 別 金 支 出		13,000		12,500		500 $\triangle 4,000$		
会員特別給付金支出		50,500 2,300		54,500 2,300		∆4,000 0		
五 貝 村 加 和 竹 並 文 山		2,300 500		2,300 500				
家族吊慰金支出		2,200		2,400		0 $\triangle 200$		
非常災害見舞金支出		2,200		2,400		∆200 0		
長期療養会員見舞金支出		700		800		∆100		
永年在会祝金支出		11,200		12,400		$\triangle 1,200$		
銀婚慶祝費支出		3,200		3,000		200		
③厚生事業支出	(36,200)	(44,100)	(△7,900)		
家庭用常備薬等配付費支出	`	18,800	`	18,800	`	0		
ドック補助金支出		4,800		6,000		$\triangle 1,200$		
健康管理事業費支出		1,800		Ó		1,800		
スポーツ・文化事業費支出		2,100		2,100		0		
リフレッシュ事業費支出		4,500		5,650		\triangle 1,150		
子育て支援事業費支出		2,100		2,050		50		
研修会等参加費用補助金支出		700		700		0		
WLB実現支援事業費支出		1,200		1,150		50		
住宅支援事業費支出		200		200		0		
記念事業費支出		0		7,450		$\triangle 7,450$		
④管理費支出	(63,700)	(53,520)	(10,180)		

1	ı	00.000	1	00.610	İ	1.00	l I
給料支出諸手当支出		20,800		20,610		190	
		14,950		14,920		30	
重量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量量		1		1		0	
福利厚生費支出		1 6,050		1		0 200	
旅費交通費支出		900		5,850 850		200 50	
会議費支出		600		300		300	
五 哉 貫 又 山 通信運搬費支出		900		900		300 0	
消耗什器備品費支出		200		100		100	
消耗品費支出		400		400		0	
修善费支出		100		100		0	
印刷製本費支出		500		500		0	
賃 借 料 支 出		3,000		3,000		0	
光熱水料費支出		200		200		0	
普及費支出		750		750		0	
委 託 費 支 出		13,700		4,400		9,300	
食糧費支出		30		30		0	
租税公課支出		30		30		0	
負 担 金 支 出		350		350		0	
支払利息支出		1		1		0	
雑 支 出		237		227		10	
④他会計への繰入金支出	(5,720)	(5,720)	(0)	
実施事業会計への繰入金支出		5,720	,	5,720	,	0	
事業活動支出合計		227,380		231,000		△3,620	
事業活動収支差額		△64,060		△69,000		4,940	
Ⅱ 投資活動収支の部							
1. 投資活動収入							
特定資産取崩収入	(50,501)	(54,501)	(△4,000)	
退職給付引当資産取崩収入		1	,	1		0	
責任準備金引当資産取崩収入		50,500		54,500		$\triangle 4,000$	
投資有価証券売却収入	(0)	(0)	(0)	
投資有価証券売却収入		0		0		0	
投資活動収入合計		50,501		54,501		△4,000	
2. 投資活動支出							
特定資產繰入支出	(2,681)	(5,181)	(\triangle 2,500)	
退職給付引当資産繰入支出	, i	181	·	2,681		$\triangle 2,500$	
責任準備金引当資産繰入支出		2,500		2,500		0	
固定資産取得支出	(0)	(0)	(0)	
什器備品取得支出		0		0		0	
投資活動支出合計		2,681		5,181		△2,500	
投資活動収支差額		47,820		49,320		△1,500	
取務活動収支の部財務活動収入							
財務活動収入合計		0		0		0	
2. 財務活動支出							
財務活動支出合計		0		0		0	
財務活動収支差額		0		0		0	
IV 予備費支出		5,000		5,000		0	
当期収支差額	Ì	$\triangle 21,240$		$\triangle 24,680$		3,440	
그는 나이 44 및 이번 수는 그를 하는		△21,2 1 0				•	
前期繰越収支差額 次期繰越収支差額		176,244 155,004		200,924		△24,680 △21,240	

(注) 1 借入金限度額: 30,000,000円 2 債務負担額: 0

収支予算書説明書

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
(1) 基本財産運用収入	
基本財産利息収入	(基本財産) (平均利回り) (源泉所得税分控除) 60千円 10,000,000円 × 0.739% × 0.84685
(2) 特定資産運用収入	
特定資産利息収入	5,000千円
	①退職給付引当資産利息 0千円(源泉所得稅控除後) (定期預金)
	②責任準備金引当資産利息 5,000千円(") (定期預金、国債、地方債、財投債等)
(3) 掛金収入	
会 員 掛 金 収 入	82,300千円
	①(会員数)(標準報酬月額)(掛金率)(月数)
	5,730人 × 373,000円 × 0.0033 × 12月 ②育児休業、介護休暇及び休職による免除分
	215人 × 272,000円 × 0.0033 × 12月
	$(\bigcirc -\bigcirc)$
(4) 負担金収入	
市町村等負担金収入	(今号粉) (無準却副日婚)(会和今家)(日粉)
	(会員数) (標準報酬月額) (負担金率) (月数) 5,730人 × 373,000円 × 0.0027 × 12月
(5) 事業収入	0,100/C /\ 010,000[] /\ 0.0021 /\ 12/J
住宅支援事業収入	900千円
	取扱手数料 180,000円 × 5件
(6) 雑収入	-00 7 H
取 扱 手 数 料 収 入	公務員賠償責任保険事務費 120千円
受 取 利 息 収 入	五份貝知貝貝LK快事份貝 120 [1] 10千円
	定期預金、普通預金等利息収入
雑 収 入	10千円
事業活動収入合計	157,600千円
2. 事業活動支出	
(1) 公益事業支出	
講演会等開催費用助成金支出	1,260千円 ① 120,000円 × 6市
	② 90,000円 × 6町
寄 附 金 支 出	5,000千円
	①国立大学法人滋賀大学 2,500千円
	②公立学校法人滋賀県立大学 2,500千円
(2) 福利事業支出 傷病見舞金支出	10.000⊄⊞
傷病見舞金支出	①入院療養 60,000円 × 160件
	②特定損傷 26,650円 × 15件
家族傷病見舞金支出	6,500千円
	①入院療養 50,000円 × 125件
結 婚 祝 金 支 出	②特定損傷 16,650円 × 15件 6 100千円
結婚祝金支出	①結婚祝金1回目 40,000円 × 150件
	○ NHV NI NT T □ □ 10,000 1 ∨ 100 □

	②結婚祝金2回目以降 20,000円 × 5件	
出産祝金支出	①2人目まで 30,000円 × 240件	9,200千円
入 学 祝 金 支 出	②3人目以降 50,000円 × 40件	13,000千円
八 子 忧 並 又 山	①小学校 20,000円 × 230件	15,000 🖰
せん別金支出	②中学校 30,000円 × 280件	50,500千円
	①旧制度 250,000円 × 200件 2新制度(第1号区分) 10,000円 × 50件	
会員特別給付金支出	①満44歳以上銀婚慶祝なし 16,500円 × 60件 ②結婚祝金・出産祝金なし 9,200円 × 125件 ③会員期間10年以上出産なし 16,000円 × 10件	2,300千円
弔 慰 金 支 出		500千円
家族吊慰金支出	100,000円 × 5件	2,200千円
	①配偶者 100,000円 × 3件 ②扶養家族 30,000円 × 1件 ③同居の子及び父母 30,000円 × 49件 ④同居の家族(①~®除。) 20,000円 × 20件	, , , , ,
非常災害見舞金支出		100千円
長期療養会員見舞金支出	50,000円 × 2件	700千円
	①30日以上 90日未満 10,000円 × 20件 ②90日以上180日未満 20,000円 × 10件 ③180日以上 30,000円 × 10件	
永年在会祝金支出	①20年(8年) 30,000円 × 110件 ②30年(12年) 50,000円 × 104件 ③40年(16年) 50,000円 × 54件	11,200千円
銀 婚 慶 祝 費 支 出	40,000円 × 80件	3,200千円
(3) 厚生事業支出	10,000 1 // 00	
家庭用常備薬等配付費支出	3,300円 × 5,700人(期首会員数5,750人-50人)	18,800千円
ドック補助金支出	①日帰り 15,000円 × 80件	4,800千円
	②1泊2日 30,000円 × 80件 ③脳ドック 15,000円 × 80件	
健康管理事業費支出		1,800千円
スポーツ・文化事業費支出	イフルエンザ予防接種助成 1,000円 × 1,800件	2,100千円
	①アレックスシネマ 300円 × 1,300枚 (小) 100円 × 700枚	
	②イオンシネマ 200円 × 2,500枚 ③ビバシティシネマ 200円 × 250枚	
	(小) 100円 × 150枚④観劇等チケット1,200円 × 300件	
	⑤レイクス観戦チケット 600円 × 200件	
	⑥プロ野球観戦チケット 500円 × 180件 ⑦健康ウォーキング 月間賞品 180,000円	
	広域連携協議会負担金 150,000円	
	サーバー費用 120,000円 チャレンジ月間・諸経費 50,000円	
	[計] 500,000円	

リフレッシュ 事 業 費 支 出	①東京ディズニー 2,500円 × 800件 ②スペイン村 1,500円 × 170件 ③京都水族館 500円 × 180件 ④鳥羽水族館 500円 × 130件 ⑤海遊館 500円 × 130件 ⑥名古屋港水族館 500円 × 180件 ⑦ナガシマリゾート 1,200円 × 650件 ⑧アンパンマンこどもミュージアム 500円 × 300件 ⑩アクア・トトぎふ 500円 × 80件 ⑪ひらかたパーク 1,300円 × 250件 ⑫企画旅行(本人) 11,500円× 12件× 2回 (家族) 6,500円× 28件× 2回	4,500千円
子育て支援事業費支出	①月刊「赤ちゃんとママ」 4,704円×100件 ②月齢別育児情報誌「わくわく育児」 3,850円×120件 ③季刊「1・2・3歳」 1,540円×320件	2,100千円
研修会等参加費用補助金支出	④「きちんとかんたん離乳食」 1,710円×200件 ⑤「おいしいかんたん幼児のごはん」」 1,765円×190件	700千円
WLB実現支援事業費支出	2,500円 × 280件 ①自己啓発 5,000円 × 4件 ②結婚支援 0円 × 0人 + 0円(諸経費) ③WLBセミナー 120,000円 × 4回(講演料) + 17,500円 × 4回(旅費等) ④メンタルヘルス(メンタルカウンセラー派遣) 66,000円 × 10回 / 2 ⑤健康セミナー 220,000円 × 1回(講演料)	1,200千円
住宅支援事業費支出	+ 80,000円 × 1回(諸経費) 40,000円 × 5件	200千円
(4) 管理費支出 給料 支出	職員5名分	20,800千円
諸 手 当 支 出	①扶養手当 738千円 ②地域手当 1,646千円 ③管理職手当 1,980千円 ④通勤手当 988千円 ⑤住居手当 336千円 ⑥時間外勤務手当 168千円 ⑦期末手当 5,048千円 ⑧勤勉手当 4,046千円	14,950千円
賃 金 支 出 退 職 給 対 財 基 利 厚 生 費 支 出	①社会保険料 5,399千円 ②労働保険料 375千円 ③互助会負担金 73千円 ④健康診断費用 103千円	1千円 1千円 6,050千円
旅費交通費支出	⑤職員厚生費100千円①理事会75千円②評議員会95千円	900千円

会	議	予 支	出	③評議員研修会95千円④監査会10千円⑤互助会事業等検討委員会20千円⑥全国協議会総会研究会等360千円⑦西日本地区協議会100千円⑧東海近畿地区協議会15千円⑨管内旅費130千円	600千円
K	耐 花	Į X	Щ	①理事会90千円②評議員会150千円③評議員研修会200千円④監査会30千円⑤互助会事業等検討委員会30千円⑥東海近畿地区協議会100千円	000 13
通	信 運 捕	般 費 支	出	①郵送料 700千円 ②電話料 123千円 ③インターネット接続料 77千円	900千円
消	耗什器值	# 品費支	出	© 1 v 7 - 1 7 1 3 1964 1 - 1 1 1 1 3	200千円
2214	12 B			器具及び備品	
消	耗 品	費 支	出	帳簿、封筒、用紙、文房具、プリンタトナー等	400千円
修	繕	費 支	出	事務機器等修繕費用	100千円
印	刷製	本 費 支	出	予算書、決算書、会議資料、諸様式等	500千円
賃	借料	斗 支	出] 开目、以开目、公成只们、阳冰之时	3,000千円
				①行政財産使用料(厚生会館) 1,232千円 ②管理事務費分担金(厚生会館) 522千円 ③修繕費分担金(厚生会館) 61千円 ④事務機器借上料 1,155千円 ⑤自動車等借上料 30千円	
光	熱水料	斗 費 支	出	○日到 车分旧工机 30 1 1 1	200千円
				電気、ガス、水道(厚生会館)	
普	及	費 支	出	①Go GUIDE(しおり) 160千円 ②Go LINK(4回) 360千円 ③事務処理手引き 75千円 ④例規集 135千円 ⑤その他 20千円	750千円
委	託 媢	 支	出	© C 0 1 1 1	13,700千円
				①振込手数料800千円②登記事務手数料等40千円③システム関連保守料930千円④新基幹システム開発費用11,400千円⑤役員賠償責任保険料280千円⑥その他(HP保守ほか)250千円	
食	糧	費 支	出		30千円
租	税 公	課 支	出	来客者等賄費	30千円
点	+0 /	<u> </u>	Ш	登録免許税、印紙税等	950 T III
負	担	金 支	出	①公益法人協会等会費 140千円 ②互助団体負担金 140千円 ③研修会参加費等 70千円	350千円
支	払 利	息 支	出		1千円

l	借入金利息	
雑 支 出		237千円
事業活動支出合計		221,660千円
事業活動収支差額		△64,060千円
Ⅱ 投資活動収支の部1.投資活動収入(1)特定資産取崩収入		
退職給付引当資産取崩収入	職員に係る退職給付引当資産の取り崩し	1千円
責任準備金引当資産取崩収入	せん別金支出に伴う責任準備金引当資産の取崩し	50,500千円
投資活動収入合計		50,501千円
2. 投資活動支出 (1) 特定資産繰入支出 退職給付引当資産繰入支出		181千円
責任準備金引当資産繰入支出	職員に係る退職給付引当資産への繰り入れ せん別金に係る責任準備金引当資産への繰入れ	2,500千円
投資活動支出合計		2,681千円
投資活動収支差額		47,820千円
Ⅲ 財務活動収支の部 1. 財務活動収入		
財務活動収入合計		0千円
2. 財務活動支出		
財務活動支出合計		0千円
財務活動収支差額		0千円
IV 予備費支出		5,000千円
当 期 収 支 差 額		△21,240千円
前期繰越収支差額		176,244千円
次期繰越収支差額		155,004千円

(注) 1 借入金限度額: 30,000,000円 2 債務負担額: 0